答 申 個 第 5 0 号 平成28年5月25日

京都市長様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成27年3月25日付け西地第38号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

市長への手紙の回答ほか1件の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定(諮問個第66号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年11月26日に、実施機関の西京区役所地域力推進室に対して、京都市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した(以下「本件請求」という。)。
 - ア 京都市長名回答 (H25/2/18) 該当文章を開示して下さい。 (不必要なゴマかし文章は削除(朱色2本線)して下さい)
 - イ そして[条件のんだ]を役所の非と認めた(H25/11/18文書貢2) [戸籍再製の手続きが必要になった原因は、本市の非です] と明記してあるので開示して下さい。
- (2) 実施機関は、上記(1)の請求に対し、次の2件の公文書(以下「本件公文書」という。) を特定のうえ個人情報開示決定処分(以下「本件処分」という。)をし、平成26年12月10日付けでその旨を異議申立人に通知した。
 - ア 市長へのお手紙に対する回答(平成25年2月18日付け)(以下「本件公文書1」という。)
 - イ 請求者へお渡しした手紙(平成25年11月18日付け)(以下「本件公文書2」という。)
- (3) 異議申立人は、平成27年2月25日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書について ア 本件公文書の特定について

異議申立人が文書の発出日を明確に示して請求を行ったため、本件公文書を特定し、開示したものである。

イ 本件異議申立てについて

異議申立人は異議申立ての理由において、「不必要なゴマかし文章は削除してください。」、「京都市長名の回答(H25/2/18)は条件のんだ(受付ミス)を役所の非と認めているとも認めていないとも解釈できるのです。」、「今回開示したのはいわばにせものです。何かの間違いです。」等の主張をしている。

これらは、文書の編集を求めるもの、又は文書の内容について不服を述べるものである。個人情報の開示について争っているものではなく、異議申立てできない事項について不服を述べているにすぎないものである。

(2) 以上のとおり、本件処分について当職に違法又は不当な点はなく、異議申立人の主張は不適法なものであることから、本件異議申立てについて却下すべきと考える。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

不必要なゴマかし文章は削除(朱色2本線)してください。(西京区の文書はどちらでも解 釈できるからです。)すなわちどちらかがねつ造してある文章を求めたのです。

西京区市民窓口課もコンプライアンス推進室も条件のんだ(受付ミス)を役所の非と認めていません。京都市長名の回答(H25.2.18)は認めるとも認めていないとも解釈できるのです。 今回開示したのはいわばにせものです。何かの間違いです。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書ついて

本件請求において、異議申立人は平成25年2月18日及び平成25年11月18日と日付を指定しており、その日付は本件公文書に対応している。

(2) 本件処分について

ア 本件公文書 1 は平成 2 5 年 2 月 1 8 日付けの異議申立人宛の市長への手紙の回答であり、個人情報開示請求書の「京都市長名回答(H25/2/18)該当文書を開示して下さい。」との記載に合致する。

したがって、実施機関が本件公文書1を特定したのは当然の判断であると考えられる。

イ 本件公文書 2 は平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日付けの行財政局コンプライアンス推進室と西京 区役所地域力推進室の連名で異議申立人に送付された文書である。

異議申立人は、平成25年11月18日と日付を指定し、「「戸籍再製の手続きが必要となった原因は、本市の非です」と明記してあるので開示して下さい」と個人情報開示請求書に記載している。

当審査会が本件公文書2を確認したところ、確かに本件公文書2には「本件の背景にある戸籍再製の手続が必要となった原因は、本市の非があることから」とあり、開示請求書の請求内容に合致している。一方、開示請求書には、「条件のんだを役所の非と認めたH25/11/18文書」と記載されているところ、確かに本件公文書2には「条件のんだ」に該当する表現は出てこないが、上記のとおり本件開示請求書の内容に合致する表現があり、個人情報開示請求制度の趣旨から、実施機関は開示請求の趣旨をできるだけ広く捉えて公文書を探索するべきであるから、「条件のんだ」に該当する表現がない点だけを捉えて、実施機関が本件公文書2を特定したことが誤りであり、本件処分を取り消すべきであるということはできない。

ウ 以上のとおり、開示請求書の記載内容から、実施機関が本件公文書1及び2を請求に係る公文書として特定し、開示したことに特段不合理な点はない。

異議申立人は、異議申立書において「不必要なゴマかし文章は削除(朱色2本線)して下さい。…京都市長名の回答(H25.2.18)は認めているとも認めていないとも解釈できるのです。そもそもどちらとも読める文章は厳禁です。西京区市民窓口課もコンプライアンス推進室も条件のんだ(受付ミス)を役所の非と認めていません。今回開示したのはいわばにせものです。」等と主張しているが、これらの主張は、本件公文書1及び2に異議申立人の求める表現がなされていないことに対する不平、不満を記載したものにすぎないものであると認められる。

(3) 以上により, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年3月20日 諮問(諮問個第66号)

4月20日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年2月26日 審議(平成27年度第11回会議)

3月24日 審議(平成27年度第12回会議)

5月25日 審議(平成28年度第1回会議)

- ※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。また、異議申立 人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会(部会長 市川 喜崇)